○国立大学法人埼玉大学図書館規程

平成16年10月１日
規　則　第１６８号

改正　平成20．３．１　19規則96　　平成20．7.24　20規則72
平成24．9.25　24規則35　　令和４．3.17　３規則41
令和５．6.22　５規則14　　令和６．3.28　６規則69

（趣旨）

第１条　この規程は、国立大学法人埼玉大学学則第８条第２項の規定に基づき、図書館に関して、必要な事項を定める。

（目的）

第２条　図書館は、教育研究及び学習に必要な学術情報を収集管理して、教職員及び学生の利用に供するとともに、学術情報の処理及び提供のシステムを整備し、さらに国内外の大学図書館等と協力することによって学術情報を相互に提供し、教育研究の発展に寄与することを目的とする。

（業務）

第３条　図書館は、次に掲げる業務を行う。

(1) 学術情報資料の選定及び収集に関すること。

(2) 学術情報資料の分類・目録及び保管に関すること。

(3) 学術情報資料の閲覧及び利用に関すること。

(4) 学術情報の調査及び提供に関すること。

(5) 学術情報の電子化に関すること。

(6) 貴重資料等の整理・保存・公開・調査及び情報発信等に関すること。

(7) 図書館間の相互利用の推進に関すること。

(8) 情報リテラシー教育の支援に関すること。

(9) 図書館の教育研究活動支援、組織運営並びに施設・設備の整備及び活用に係る自己点検・評価及び改善に関すること。

(10) その他学術情報資料及び学術情報に関すること。

（館長）

第４条　図書館に館長を置く。

２　館長は、学長が指名する理事又は副学長をもって充てる。

３　館長は、図書館を統括する。

４　館長の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、館長に欠員が生じた場合の後任者の館長の任期は、前任者の残任期間とする。

（貴重資料整理室）

第５条　図書館に、第３条第６号に規定する業務を遂行するため、貴重資料整理室を置く。

２　貴重資料整理室に関し必要な事項は、別に定める。

（図書館会議）

第６条　図書館の運営に関する重要な事項を審議するため、埼玉大学図書館会議（以下「図書館会議」という。）を置く。

２　図書館会議に関し必要な事項は、別に定める。

（利用）

第７条　図書館及び図書館資料の利用については、別に定める。

（事務）

第８条　図書館の事務は、研究・連携推進部図書情報課において処理する。

（雑則）

第９条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この規則は、平成16年10月１日から施行する。

２　総合情報基盤機構設立後、最初に就任する図書館長の任期については、第４条第４項の規定にかかわらず、平成18年３月31日までとする。

附　則（平成20．3．1　19規則96）

この規程は、平成20年３月１日から施行する。

附　則（平成20．7.24　20規則72）

この規程は、平成20年７月24日から施行する。

附　則（平成24．9.25　24規則35）

この規程は、平成24年９月25日から施行し、平成24年４月１日から適用する。

附　則（令和４．3.17　３規則41）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５．6.22　５規則14）

この規程は、令和５年６月22日から施行する。

附　則（令和６．3.28　６規則69）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。